

様式外1

○工事請負業者の指名停止状況

※指名停止期間中のものを掲載しております。

No.	商号又は名称	本店所在地 区分	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等	指名停止理由
1	高橋土建株式会社	市内	12か月	R6.10.4	R7.10.3	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(6)競売入札妨害又は談合	高橋土建株式会社の代表取締役は、山形県住宅供給公社が発注した「山形北インター産業団地造成工事に伴う建設残土運搬工事」の指名競争入札において、同公社職員と共謀し、非公表である入札に関連する金額や入札参加予定業者名などを事前に聞き出し、公正な入札を妨害した疑いがあるとして、令和6年9月26日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
2	明光技研株式会社	市外	12か月	R7.3.5	R8.3.4	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(6)競売入札妨害又は談合	明光技研株式会社の代表取締役は、高畠町が発注した「川合橋外橋梁補修設計業務」において、同町職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年2月16日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
3	新明和工業株式会社	県外	3か月	R7.6.4	R7.9.3	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(3)独占禁止法違反行為	新明和工業株式会社は、機械器具設置工事において、他社と情報共有により、工事の供給に関する調整など、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。